

高校生∞(無限大)チャレンジ
(アントレプレネーズチャレンジ及びキャリアデザインコミュニティ)
運営業務委託仕様書

1 事業の目的

無限の可能性を持つ高校生を「未来を担う主体」として位置づけ、様々な課題解決に向けた挑戦を支援することで、「地域や社会で活躍できる若者」を育成する。

2 事業の概要

「高校生∞(無限大)チャレンジ」は、次の3つの事業で構成される。

①ローカルイノベーターズチャレンジ(本件企画提案公募対象外)

高校生がチームを組んで地域の関係者とも連携しながら実践する地域固有の課題・ニーズに応じた持続性の高いチャレンジを、コーディネーターの伴走と補助金の交付によって4か年支援するもの。

②アントレプレネーズチャレンジ(本件企画提案公募対象)

社会性、事業性、革新性が高く社会課題を解決するソーシャルビジネスの起業を目指す高校生のチャレンジ6件を、サポーターの伴走、専門家の助言、補助金の交付によって2か年支援するもの。

③キャリアデザインコミュニティ(本件企画提案公募対象)

現役及び過去の事業参加者をはじめとする高校生のほか、大学生や若手起業家等も加わるコミュニティを形成し、交流の促進と多様な価値観の学びを通じて高校生の主体的なキャリア構築を支援するもの。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

※上記2のうち②及び③の事業に係る業務を一体的に委託する。

(1)アントレプレネーズチャレンジ

※チャレンジャー:アントレプレネーズチャレンジの参加高校生

ア 参加者の募集

- ・募集に係る広報を実施する。
- ・募集期間における応募者からの問合せに対応する。なお募集期間は令和8年4月1日～5月22日を予定している。
- ・応募を検討する高校生を対象とした事前研修会を開催する。(5月頃)

イ 採択審査

- ・1次選考となる書類審査における応募書類の整理及び不備等への対応を行う。
- ・1次選考の合否通知、2次選考の案内・合否通知を行う。なお、1次選考は県が行う。
- ・2次選考となる採択審査会を実施する。(6月頃)
- ・採択審査会の審査員は5人とし、うち2人は福岡県と公益社団法人福岡県青少年育成県民会議とする。(左記2人には謝金等を支払わない)

ウ サポーター・専門家の派遣

- ・1年目チャレンジャー(6組)に対し、実践活動を伴走支援するサポーターを派遣する。
- ・2年目チャレンジャー(3組)に対し、起業や活動の継続に向けた取組等を伴走支援するサポーターを派遣する。
- ・チャレンジャーの求めに応じて各種分野の専門的な知見を有す者を派遣する。

エ チャレンジャーの活動管理

- ・チャレンジャーの進捗状況の確認、県への共有及び報告を行う。
- ・チャレンジャーからの相談対応を行う。

オ 補助金交付手続の支援

- ・チャレンジャーが提出する申請書類や報告書類の受付及び形式審査を行う。なお、チャレンジャーへの補助金(チャレンジャー1組につき上限50万円)は県が交付する。

(2) キャリデザインコミュニティ

※チャレンジャー:ローカルイノベーターズチャレンジ及びアントレプレナーズチャレンジの参加高校生

ア コミュニティの運営管理

- ・高校生のほか大学生や社会人等が加わるコミュニティを形成・運営する。
- ・オンラインで情報共有・交換ができるコミュニティツールを運用する。

イ 定期交流会の開催

- ・チャレンジャーをはじめとする高校生、大学生、社会人の同世代・世代間交流を促す対面の交流会を定期的で開催する。

ウ 採択者説明会の開催

- ・チャレンジャーを対象に、事務手続の理解や挑戦意欲の喚起を図る説明会を開催する。(採択決定直後の6月頃)

エ 合同研修会の開催

- ・チャレンジャーを対象に、挑戦意欲の向上や仲間意識の醸成を図る対面の研修会を開催する。

オ オンライン勉強会の開催

- ・チャレンジャーを含む中高生等を対象としたオンライン講座を定期的で開催する。

カ 中間報告会の開催

- ・チャレンジャーがそれぞれの活動の進捗状況を発表する報告会を開催する。(11月頃)
- ・収容人数100~200人規模の会場とすること。
- ・観覧募集に係る広報業務を実施する。

キ 成果報告会の開催

- ・チャレンジャーがそれぞれの活動の成果を発表する報告会を開催する。(3月)
- ・収容人数200人規模の会場とすること。
- ・観覧募集に係る広報業務を実施する。

ク 各種広報の実施

- ・SNS等を活用して本事業のイベント及び各チャレンジの活動に関する情報を発信する。
- ・その他有効な広報を実施する。

5 留意事項

- (1) 効果的な業務の実施のため、県との密な連携・協議の上、業務を行うこと。
- (2) 委託業務期間はもとより終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (3) チラシ・動画等の広告物及び事業実施報告書を作成する際、第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう留意すること。
- (4) 本業務において制作した動画や写真データ等に係る一切の権利は、県に帰属するものとする。